



熊本県公報

第13424号
令和7年(2025年)
4月15日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告示

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	3
○指定納付受託者の指定	(税務課)	5
○指定納付受託者の指定	(〃)	5
○指定納付受託者の指定	(〃)	5
○指定納付受託者の指定	(〃)	6
○指定納付受託者の指定	(〃)	6
○指定納付受託者の指定	(〃)	6
○指定納付受託者の指定	(〃)	7
○指定納付受託者の指定	(〃)	7
○指定納付受託者の指定	(〃)	7
○指定納付受託者の指定	(〃)	7
○道路の区域変更	(道路保全課)	8
○道路の区域変更	(〃)	8
○熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第152条第5項の法人の行うことのできる収益事業の種類	(私学振興課)	9
○道路の区域変更	(道路保全課)	9
公告		
○道路の位置の指定	(建築課)	10
○都市計画事業の事業認可(熊本セミコン特定公共下水道)	(下水環境課)	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	11
○道路の位置の指定	(〃)	11
○令和7年度(2025年度)電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方等の決定	(システム改革課)	11
○公共測量の終了	(監理課)	11
○公共測量の終了	(〃)	12
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課)	12
登載依頼		
○熊本県立かもと稲田支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札の落札者の決定	(かもと稲田支援学校)	12
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	(警察本部交通企画課)	12
○少年指導委員の委嘱	(警察本部生活安全企画課)	18
○令和7年度(2025年度)熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課)	19
○令和7年度(2025年度)熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借に係る一般競争入札の実施	(〃)	20
○こども本の森熊本グッズ販売に係る指定公金事務取扱者の指定	(県立図書館こども本の森課)	24
○こども本の森熊本の販売収入に係る指定納付受託者の指定	(〃)	24

告示

熊本県告示第326号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
 令和7年(2025年)4月15日
 熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
立野-2	南阿蘇村立野	別図1のとおり	土石流
東急分譲地(下鳥小塚)-2	南阿蘇村河陽	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢ノ久保1	南阿蘇村河陽	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢ノ久保2	南阿蘇村河陽	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊
錢瓶	南阿蘇村河陽	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊
玉来-3	南阿蘇村河陽	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
夜峰山1	南阿蘇村河陽	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
東急分譲地(下鳥小塚)-1	南阿蘇村河陽	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
鉢ノ久保5	南阿蘇村河陽	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山際3	小国町西里	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
打越4	小国町西里	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
妙見4	小国町北里	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
天狗松	小国町北里	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山際1	小国町西里	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山際2	小国町西里	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
位河内1	小国町黒瀨	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
杉平向1	小国町黒瀨	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
遠見塚	小国町黒瀨	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
原11	小国町黒瀨	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
路馬	小国町黒瀨	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
宮ノ本	小国町黒瀨	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
白髭	小国町宮原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大津留	小国町宮原	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
向原2	小国町宮原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
若宮1	小国町宮原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
谷3	小国町宮原	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
岩の上	小国町宮原	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
東福坂	小国町宮原	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

上辻1	小国町宮原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
松原2	小国町宮原	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
入江1	小国町宮原	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
滴玉1	小国町上田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
瀬の口	小国町上田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
滴玉2	小国町上田	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
城迫1	小国町宮原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
下り道	小国町上田	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
野添3	小国町上田	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
北星原	小国町上田	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
引草場	小国町上田	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
幸野1	小国町上田	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
前田3	小国町上田	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
園田6	小国町上田	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
園田7	小国町上田	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
仁瀬1	小国町宮原	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
仁瀬2	小国町上田	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
仁瀬3	小国町上田	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
仁瀬4	小国町上田	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
荒倉1	小国町上田	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
弥太郎谷	小国町黒瀨	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
位河内2	小国町黒瀨	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
杉平向2	小国町黒瀨	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
天神前	小国町宮原	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

池の内	小国町宮原	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
影木	小国町宮原	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
上辻2	小国町宮原	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
松原3	小国町宮原	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
滴玉3	小国町上田	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
入江2	小国町宮原	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
園田8	小国町上田	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
仁瀬5	小国町上田	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

(別図1から別図50までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年（2025年）3月21日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

熊本県告示第331号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
トヨタファイナンス株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
愛知県名古屋市中区牛島町6番1号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年（2025年）3月18日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

熊本県告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
肥銀カード株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
熊本県熊本市中央区上通町10番1号肥後上通ビル4階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年(2025年)3月18日
- 4 指定納付受託者が委託をうけて法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

熊本県告示第333号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年(2025年)2月26日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

熊本県告示第334号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
楽天グループ株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリームゾンハウス
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年(2025年)3月19日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年(2025年)4月1日から契約終了日まで

熊本県告示第335号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年(2025年)3月10日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年(2025年)4月1日から契約終了日まで

熊本県告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
Pay Pay株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年（2025年）3月10日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年（2025年）4月1日から契約終了日まで

熊本県告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社ビビッドガーデン
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都港区浜松町1-7-3第一ビル4階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年（2025年）3月18日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年（2025年）4月1日から契約終了日まで

熊本県告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
J R九州商事株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅前2-17-1博多プレステージ4階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年（2025年）3月19日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年（2025年）4月1日から契約終了日まで

熊本県告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社再春館製薬所
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
熊本県上益城郡益城町寺中1363-1
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年（2025年）3月10日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類

- ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年(2025年)4月1日から契約終了日まで

熊本県告示第340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考		
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 302番8地先から 同所 303番2地先まで	前	14.3 ～ 29.0	24.1	廃道処分		
				4.7 ～ 8.7				
				14.3 ～ 29.0				
			後	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 298番1地先から 同所 298番1地先まで	前		6.8 ～ 67.4	34.7
							6.3 ～ 27.4	
							6.8 ～ 67.4	
		後	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 291番2地先から 同所 302番3地先まで		前		12.5 ～ 52.5	116.2
							3.1 ～ 24.5	
							12.5 ～ 52.5	
		後					12.5 ～ 52.5	116.2

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)4月15日

熊本県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字割石		13.2 ～	67.0	旧道移管

	同所	2852番2地先から	前	32.3	98.3
		2846番2地先まで		5.3 ～ 11.3	
			後	13.2 ～ 32.3	67.0

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)4月15日

熊本県告示第342号

私立学校法(昭和24年法律第270号)の一部改正に伴い、熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類(平成12年熊本県告示第799号)の全部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年4月15日

熊本県知事 木村 敬

熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第152条第5項の法人の行うことのできる収益事業の種類

第1条 私立学校法第19条第1項の規定により熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第152条第5項の法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項、第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(次条において「日本標準産業分類」という。)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- (11) 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業(「遊技場」に関するものを除く。)
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

熊本県告示第343号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字要迫 1 1 7 2 番 1 地先から 水俣市大迫字外平 1 2 2 3 番 1 地先まで	前	16.9 ～ 50.4	100.5	旧道移 管
				10.2 ～ 15.0		
			後	16.9 ～ 50.4	100.5	
				水俣市大迫字牛鼻 8 0 4 番 1 地先から 同所 7 8 7 番 4 地先まで		
		6.7 ～ 14.8	351.5			
		後			12.0 ～ 60.7	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)4月15日

公 告

熊本県公告第235号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木村敬

- 1 築造者の住所 人吉市上新町387番地
- 2 築造者の氏名 山田 邦子
- 3 道路の位置 人吉市西間下町字有瀬377番5並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 5.15メートルから6.25メートルまで
- 5 道路の延長 18.9メートル
- 6 指定年月日 令和7年(2025年)3月26日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第32号

熊本県公告第236号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県知事 木村敬

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和7年九州地方整備局告示第73号熊本都市計画下水道事業熊本セミコン特定公共下水道
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部道路都市局 下水環境課
- 4 事業施工期間 令和7年(2025年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県合志市福原字馬立、字上馬立、字下馬立及び宮ノ上並びに同県菊池郡菊陽町大字原水字西上原地内
使用の部分 熊本県熊本市北区弓削二丁目、弓削三丁目、弓削四丁目及び弓削六丁目、同県合志市竹迫字中津並びに福原字長迫、字馬飼代、字大谷及び字上馬立並びに同県菊池郡菊陽町大字原水字下大谷、字村上、字井手ノ上、字大人足、字佐渡原、字西佐渡原、字北上原、字西上原、字上長塚、字上堀川、字上前通、字中堀川、字中前通、字道上、字北下原、字上中野及び字下中野並びに大字津久礼字下沖野、字廣街道及び石坂地内

熊本県公告第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上2388番7及び同2388番8
434.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2389番地
木村 圭介
木村 美穂

熊本県公告第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字大津977番地
- 2 築造者の氏名 清水 和己
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字南楽善205番6
- 4 道路の幅員 4.02メートル
- 5 道路の延長 46.99メートル
- 6 指定年月日 令和7年（2025年）3月27日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第363号

熊本県公告第239号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度（2025年度）電子計算機等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年（2025年）3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
147,840,000円（うち消費税及び地方消費税の額13,440,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により産山村長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（写真地図作成）	令和6年（2024年） 11月11日から 令和7年（2025年） 3月28日まで	産山村全域

熊本県公告第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により八代市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市計画（修正数値図化、数値地形図データ作成））	令和6年（2024年） 6月26日から 令和7年（2025年） 3月14日まで	八代市の一部

熊本県公告第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第三下井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
県営第三下井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
令和7年（2025年）4月16日から令和7年（2025年）5月16日まで
- 縦覧場所
大津町役場、菊陽町役場

登載依頼**熊本県教育委員会公告第26号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和7年（2025年）4月15日

熊本県教育長 白石 伸一

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県立かもと稲田支援学校通学バス運行業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立かもと稲田支援学校
山鹿市鹿本町高橋638番地
- 落札者を決定した日
令和7年（2025年）2月26日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社 あいら観光
山鹿市菊鹿町下内田2065-1
- 落札金額
32,804,750円（うち消費税及び地方消費税額2,982,250円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）1月14日

熊本県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により告示する。
令和7年4月15日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

- 委嘱年月日

令和7年4月1日
2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
秋山 高宏 岩崎 宏昭 鬼木 泰正 木崎 宏 黒川 大二 許斐 修子 佐々木 正彦 白浜 公博 高本 一臣 田上 義人 都甲 憲治 西菌 謙吾 馬場 賢一 町野久美子 宮崎 秀一 森崎 淳一 森田 東太郎 山田 美由紀 山本 敏夫 吉崎 征一	熊本中央警察署交通第一課 096-323-0110	熊本中央警察署の管轄区域
一門 哲也 伊藤恵理子 小川 勝美 織田 光弘	熊本南警察署交通第一課 096-326-0110	熊本南警察署の管轄区域
尾村 哲 木村 弘幸 児安 洋一 志柿 晋 園田 和廣 高橋 誠 高島 啓通 高山 淑子 田崎 正幸 田中 道德 田上 平 寺本 恒康 豊田 正尚 中原 節子 中村 邦博 中村幸之助 西野 誠二 林田 隆 福田 孝二 藤原 謙吾 宮崎 俊郎 宮本 英幸 宮本 雄治 村上 清孝 渡邊 弘幸	熊本南警察署交通第一課 096-326-0110	熊本南警察署の管轄区域
安藤 敬久	熊本東警察署交通第一課	熊本東警察署の管轄区域

井長 精華 太田 良三 菊山 一郎 京塚 友男 清村 勝 吉良 安弘	096-368-0110	
工藤 悦雄 隈 志郎 島田 昭伸 嶋田 一範 高野 剛 田中 明 田村 雄二 寺井昇次郎 遠山 雅樹 富永 洋美 中島 鉄雄 濱田 明博 藤枝 義弘 本多 一行 本田 睦臣 松岡 正裕 村上 朝一	熊本東警察署交通第一課 096-368-0110	熊本東警察署の管轄区域
今井 一誠 入江 雄二 有働 義則 緒方健次郎 工藤 良一 五所 輝夫 坂井 祥子 坂口 哲次 田上 和彦 多良木慶輝 塚本 満生 堤 雅彦 中西 順一 中村 政廣 野崎由喜男	熊本北合志警察署交通第一課 096-341-0110	熊本北合志警察署の管轄区域
東 海三 平井 力也 松永 季勝 三村 靖彦 森川 良一 山本 春江 横田 明	熊本北合志警察署交通第一課 096-341-0110	熊本北合志警察署の管轄区域
荒木公二郎 糸山 博信 上田勝一郎 上野 孝広 内田 暉枝 北里 孝次 清田 正成 高木 秀範	玉名警察署交通課 0968-74-0110	玉名警察署の管轄区域

竹本 久芳 田尻 真澄 田畑 隆介 寺本 知文 西口 俊之 原賀伸一郎 三浦 雅善 山口 純子		
牛島 泰徳 浦田 裕一 城戸 力 坂田 光也 貞富 秀雄 田畑 道尋 豊田 俊一 濱崎 仁道 山口 輝幸	荒尾警察署交通課 0968-68-5110	荒尾警察署の管轄区域
山代 秀徳 吉田 正	荒尾警察署交通課 0968-68-5110	荒尾警察署の管轄区域
牛島 加奈 牛島 健二 栗原 輝美 古賀 寿 竹下 和昭 田中 淳 西田 克己 村井 正臣 本山 幸嘉	山鹿警察署地域・交通課 0968-44-0110	山鹿警察署の管轄区域
岩永 誠 倉原 良則 坂本 忠弘 佐々木則幸 島津 公一 中島友光子 中津 秀志 野口 文子 東 浩司 本田 正嗣	菊池警察署地域・交通課 0968-24-0110	菊池警察署の管轄区域
上村 義憲 緒方 宏信 倉原 英信 田野 敏博 野畑 秀一 松岡 功誠 村上 力雄 山邊 信夫 渡邊 誠一	大津警察署交通第一課 096-294-0110	大津警察署の管轄区域
井上 幸一 下城 誉裕	小国警察署地域・交通課 0967-46-2110	小国警察署の管轄区域
村上 直行	小国警察署地域・交通課 0967-46-2110	小国警察署の管轄区域
井上 美幸	阿蘇警察署地域・交通課	阿蘇警察署の管轄区域

岩崎 靖浩 内柳 博則 江藤 秀雄 小野 將一 河瀬 和生 森下 重隆	0967-35-5110	
荒牧 幸吉 荒牧 久利 大塚 弘倫 清永 保幸 市下 潤子 大島 和弘 川野 伸一 熊宮 敏宏 坂田 潤子 坂本 幸喜 馬場 雅夫 森田 優二 森本 國治 山本正一郎 米村 千晶	高森警察署地域・交通課 0967-62-0110 御船警察署交通課 096-282-1110	高森警察署の管轄区域 御船警察署の管轄区域
大濱 清充 下田 誠 田上 和美 森田 優	山都警察署地域・交通課 0967-72-0110	山都警察署の管轄区域
石山 博 岩村 龍児 緒方 秀年 小田 文弘 柏木 敏秀	宇城警察署交通第一課 0964-33-0110	宇城警察署の管轄区域
萱野 玲奈 澤田美也子 鈴木 菊美 園田 幸誠 高橋 篤 寺本猪一郎 橋本有加里 松浦 勝幸 松本 雄治 間部 重博 宮下 英二	宇城警察署交通第一課 0964-33-0110	宇城警察署の管轄区域
板坂 等夫 井上 健一 大内 義輝 川野 覚 坂本 幸弘 庄島 忠國 園川 好弘 田口 信博 田島 公成 谷口 一雄 近松夫士治	八代警察署交通第一課 0965-33-0110	八代警察署の管轄区域

橋本 正行 松岡 奈央 松永 正成 松本 年生 松山 孝安 森 和昭 森下貴美子 山口 正信 山本 雄二 吉村 郁夫		
米村 義幸	八代警察署交通第一課 0965-33-0110	八代警察署の管轄区域
道園 堅雄 中田 和史 水野 裕子	芦北警察署地域・交通課 0966-82-3110	芦北警察署の管轄区域
鬼塚 惠 齋藤 誠 寒川 満憲 松田 喜正 森山 充 吉海 信英	水俣警察署地域・交通課 0966-62-0110	水俣警察署の管轄区域
稲留 成長 佐田 栄次 嶽坂幸太郎 永椎 三郎 中山 久男 馬場 正喜 原 義夫 東 照 冷水 邦彦 福屋 吉治 南 由孝 宮村 千敏	人吉警察署交通課 0966-24-4110	人吉警察署の管轄区域
愛甲 信孝 味岡 憲司 久保田 澄明 福原 寿 藤本 伸介 三好 正紀 山神 直樹 吉岡 孝	多良木警察署地域・交通課 0966-42-4110	多良木警察署の管轄区域
今福美奈子 江浦むつえ	天草警察署交通課 0969-24-0110	天草警察署の管轄区域
檜山 直也 佐々木敏美 園田 溢 高田 浩康 富永千賀子 友田 和徳 中尾 友二 福嶋 文江 福田 郷	天草警察署交通課 0969-24-0110	天草警察署の管轄区域

福富 新次 山辺 愛 吉田 福吉		
赤星 幸作 鍬釣 文男 小多 貞利 高木 一喜 野崎 忠敏 山崎 宝 佐藤 剛作 杉本 重朗 蒔本 豊治 吉仲 一正	上天草警察署地域・交通課 0964-56-0110 牛深警察署地域・交通課 0969-73-2110	上天草警察署の管轄区域 牛深警察署の管轄区域

熊本県公安委員会告示第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

令和7年4月15日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

- 委嘱年月日
令和7年4月1日
- 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活動区域
柳邊真理子 石原 正彦 口元 明作 谷口 紀子 菊池 智子 田上久美子 原野 信二 田島 直子 佐藤かつ枝 田原 誠也 西村 隆二	熊本中央警察署生活安全課 096-323-0110	熊本中央警察署の管轄区域
吉田 一美 福島 清文 山口 義人 島田 ゆき 徳永 龍磨 木下のぞみ 平野 裕勝 本郷 博央 富田 康之 宮津 美光 寺田健次郎 上田 純一	熊本南警察署生活安全課 096-326-0110 熊本東警察署生活安全課 096-368-0110	熊本南警察署の管轄区域 熊本東警察署の管轄区域
小山 高平 光本 範雄 川上 芙美 大谷 昭広	熊本東警察署生活安全課 096-368-0110	熊本東警察署の管轄区域
前田 一宏 吉村美智子 塘添 和弘	熊本北合志警察署生活安全課 096-341-0110	熊本北合志警察署の管轄区域

榑 英雄		
藤田 謙治 堀本 武司	玉名警察署生活安全課 0968-74-0110	玉名警察署の管轄区域
矢野 英明 中原 英明	山鹿警察署刑事・生活安全課 0968-44-0110	山鹿警察署の管轄区域
高城 啓治 緒方 誠也 迫 光一	菊池警察署刑事・生活安全課 0968-24-0110	菊池警察署の管轄区域
坂本 秀輝 中岡 敏博	大津警察署生活安全課 096-294-0110	大津警察署の管轄区域
上村 修一 市原 巧	阿蘇警察署刑事・生活安全課 0967-35-5110	阿蘇警察署の管轄区域
中原 豊 小畑 光	宇城警察署生活安全課 0964-33-0110	宇城警察署の管轄区域
市村 直子 寺田 公子 平野 繁子 河崎 澄男 林田 真一 山口 弘雄	八代警察署生活安全課 0965-33-0110	八代警察署の管轄区域
釜田 顕 小笠原賢治	人吉警察署生活安全課 0966-24-4110	人吉警察署の管轄区域
福本 正人 田中 正行 松下 克己	天草警察署生活安全課 0969-24-0110	天草警察署の管轄区域

熊本県警察本部告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
令和7年度（2025年度）熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）4月22日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第31号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)4月15日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和7年度(2025年度)熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課システム開発係(熊本県庁警察棟4階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
「令和7年度(2025年度)熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
 - (5) 契約期間
契約締結の日から令和13年(2031年)12月31日(水)まで
 ア システム構築委託期限
令和8年(2026年)3月31日(火)
 イ 賃貸借期間
令和8年(2026年)4月1日(水)から令和13年(2031年)12月31日(水)まで
 - (6) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
 - (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本契約業務に要する費用の総額(システム構築委託費用とソフトウェア類の賃貸借費用の合計金額)とする。落札決定に当たっては、入札の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (10) 契約金額の割合
 ア システム構築委託費用(開発、調整等) 100分の46.0
 イ ソフトウェア類の賃貸借費用(保守込) 100分の54.0
 - (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
 - (12) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要資格に関する事項**
 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参

加資格審査申請を受け付ける。有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更
 また、必要がなく、競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期
 間

公告の日から令和7年（2025年）4月22日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

ウ 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
 する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 納品しようとする製品の仕様を示す書類を1(2)の発注・契約担当部局へ提出し、審
 査を受けた本契約の仕様に適合している証明（「仕様適合証明願（書）」による。）

（水）午後5時まで受け付ける。ただし、仕様に適合審査の受付期間の終了後も随時受け付
 けるが、3(3)の提出期間の末日までに間に合わない場合もある。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申
 立てを行つた者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更
 生計画認可の決定を受け、又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再
 生計画認可の決定を受け、又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再
 生計画認可の決定を受け、又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申
 立てを行つた者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再
 生計画認可の決定を受け、又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再

(5) 次役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
 アイ 役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
 ウ 役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
 エ 役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
 オ 役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除
 条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する支店長、営業所長そ
 の他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
 参加する等、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合をいう。

(6) 次掲げる資格等を有していること。
 アイ ISO9001の認定を取得していること。

本産業標準)のいずれかを取得していること。
 (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊
 本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請
 (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者で
 あることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

アイ ISO9001の認定を取得していること。
 ウ ISO/IEC27001認証（国際基準）又は、JISQ27001認証（日
 本産業標準)のいずれかを取得していること。

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形
 式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)
 アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでの書類の電子データの容量が3メガバイトを超
 える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)ア
 に掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、
 (3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約締結権限のない者のICカードを使用して提出さ
 れた競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和7年(2025年)5月23日(金)午後3時まで
- (4) 提出先
 1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札説明書等に対する質問書の受付等
- ア 受付期間
 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)5月23日(金)午後3時まで受け付ける。
 なお、受付期間以外の質問及び指定された提出方法によらない質問は一切受け付けない。
- イ 提出方法
 「質問書」により持参、郵送(書留郵便に限る。)又はファックスにより提出すること。
- ウ 質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において、公告の日から令和7年(2025年)6月5日(木)午前10時まで行う。
- (2) 詳細設計書の閲覧(交付)に関する事項
- ア 閲覧(交付)の期間
 公告の日から令和7年(2025年)5月23日(金)まで行う(交付は、熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)
- イ 閲覧(交付)
 2(1)の入札参加資格を有する者を対象に、1(2)の発注・契約担当部局にて、閲覧又は複写貸出しとする。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)6月4日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年(2025年)6月5日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)6月4日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当すると入札であることが判明した場合、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出ることも入札金額錯誤届を提出するも、ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつ有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格に一定の基準を設けていたため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (10) 入札保証金の免除について
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとに定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
 - (5) 誓約書の提出
契約をしようとする者は、契約書の提出に併せて、「誓約書」を提出すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部情報管理課システム開発係
電話番号 096-381-0110（内線2453）
ファックス番号 096-381-2048
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

- くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Commodity
 Construction and a lease contract of 2025 Kumamoto Prefectural Police Integrated Geographic Information System
- (2) Date and Place for tender :
 Date: June 5st 2025, 10:00 am
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
 Information Management division
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8610, Japan
 Phone: 096-381-0110(2453)
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県教育長 白石 伸一

- 1 名称及び所在地
 一般社団法人 熊本県物産振興協会
 熊本市中央区桜町4番20号
- 2 指定をした日
 令和7年（2025年）4月1日
- 3 納付事務を行うことができる歳入等の種類
 こども本の森熊本のグッズ販売に係る物品売払代金
- 4 納付事務を行うことができる期間
 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

熊本県教育委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年（2025年）4月15日

熊本県教育長 白石 伸一

- 1 名称及び所在地
 PayPay株式会社
 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定をした日
 令和7年（2025年）4月1日
- 3 納付事務を行うことができる歳入等の種類
 バーコード等決済を利用して納付される販売収入
- 4 納付事務を行うことができる期間
 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで